独立行政法人国立病院機構広島西医療センター

入院の手引き

医療型障害児入所支援（指定発達支援医療機関）

１　入所受給者証等の申請について

２　病院との契約、入所支援計画について

３　入院費と支払い方法について

４　学校教育について

５　生活スケジュール

６　療育について

１　入所受給者証等の申請

当院の若葉病棟又はあゆみ病棟に入院していただくためには、まず「入所受給者証」、「入所医療受給者証」の交付を受けていただくことが必要です。当院へ契約入院される場合、利用されるサービスの種類は『医療型障害児入所支援（指定発達支援医療機関）』といい、こども家庭センター又は児童相談所が申請窓口となります。

～申請の流れ～

①申請	①給付費支給申請を行います。　窓口：こども家庭センター又は児童相談所
②調査	②障害の種類や程度の把握のための調査があります。
③支給決定・受給者証等交	③調査結果をもとに、支給要否や支給量等が決定され、「入所受給者証」、「入所医療受給者証」が交付されます。
④契約	④当院と入所支援に関する契約を交わします。
⑤サービス開始	⑤入所支援に応じて、利用者負担額をお支払いいただきます。

２　病院との契約、入所支援計画について

～契約までの流れ～

受給者証発行 ⇒ 契約に関する説明 ⇒ 契約署名捺印 ⇒ 入所支援計画の聞き取り・作成

①入所受給者証、入所医療受給者証の交付。
②契約内容をご説明します。
③病院と保護者で契約を結びます。契約内容・ 重要事項説明書の説明に同意され、利用契約書・重要事項説明書に
署名、捺印することにより契約が成立します。
④契約後に入所支援計画を作成します。入所支援計画作成にあたり、ご本人や保護者に要望をお聞きしたり、質問をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

３　利用者負担と支払い方法について

利用者に負担していただくものとして、医療費・福祉サービス費・日用品費の一部が利用者負担となります。負担額は各世帯の収入状況により異なります。子ども家庭センター（児童相談所）にお問い合わせください。なお小児特定疾患医療受給者証は利用できませんのでご留意ください。

日用品費の内訳は、シャンプー、ボディーソープ、ティッシュペーパー、洗濯代等は利用者全員で按分し、一律の負担となります。衣類や下着を病院で購入した場合、理髪、インフルエンザ接種代、オムツ類、食事用エプロン、インターネット使用料等はご希望の方を対象として負担となります。インターネットは別途契約が必要です。日用品費の自己負担はひと月の合計が 10,000 円を超えた金額が全額負担となります。

入院費のお支払いについては口座からの自動引き落とし・窓口でのお支払い・指定口座への振り込みをご利用いただけます。口座からの自動引き落としについては、手数料が別途負担となります。

※テレビは私物になります。希望される方はご準備ください。

【支払いイメージ】

<table>
<tr><td rowspan="2">医療費</td><td rowspan="2">福祉サービス費</td><td rowspan="2">食費
※20 歳到達する前日までは自己負担なし</td><td colspan="2">日用品費（一人当たり 1 万円を超えた金額を全額負担）</td></tr>
<tr><td>利用者全体で按分</td><td>個別で負担（希望者）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（負担額は各世帯の収入状況により異なる）</td><td>・シャンプー、ボディーソープ
・歯ブラシ　・洗濯代　等</td><td>・衣類や下着を購入した場合
・理髪　・オムツ類
・インフルエンザ予防接種代 等</td></tr>
</table>

4 学校教育について

18 歳以下の方は、隣接する広島県立広島西特別支援学校に通学することができます。学校と病院は連携し、適切な学校教育の実施を支援させていただいております。なお、通学できない状況の場合は、ベッドサイドでの学習を行っています。

5 生活スケジュールについて

若葉病棟

6:00	起床　洗面
7:15	朝食　歯磨き
9:00	検温　機能訓練
9:40	授業開始
9:45	入浴（週2回）
10:20	授業開始（入浴日）
11:30	昼食
13:30	授業再開
15:45	授業終了
17:30	夕食　歯磨き
20:00	就新準備
21:00	消灯

あゆみ病棟

6:00	起床　洗面
7:15	朝食　歯磨き
9:00	検温　機能訓練
9:40	授業開始
9:45	入浴（週2回）
10:20	授業開始（入浴日）
12:00	昼食
13:30	授業再開
15:45	授業終了
17:00	夕食　歯磨き
20:00	就新準備
21:00	消灯

※散髪は希望に応じて月に１回、実施しています

※学校が長期休みの際や放課後には、ご本人の意向を確認しながら、適宜、療育活動を行っています。

6 療育について

療育指導室職員による乳幼児に対する保育、学齢児童に対する学習支援等を行っております。発達、成長を促す療育、趣味活動、高等部卒業後の進路についての支援を行っております。

（例）保育、レクリエーション活動、制作活動、各種行事、
　　趣味活動（プラモデル、電動車椅子サッカー）、院外療育など

7 相談・申請窓口

【広島県】

○広島市児童相談所　〒732-0052　住所：広島市東区光町 2-15-55　TEL：082-263-0694

担当区域：広島市

○西部こども家庭センター　〒734-0003　住所：広島市南区宇品東 4-1-26　TEL：082-254-0381

担当区域：呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡のうち大崎上島町

○東部こども家庭センター　〒720-0838　住所：福山市瀬戸町山北 291-1　TEL：084-951-2340

担当区域：三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅町，神石高原町

○北部こども家庭センター　〒728-0013　住所：三次市十日市東 4-6-1　TEL：0824-63-5181

担当区域：三次市及び庄原市

【山口県】

○中央児童相談所　〒753-0214　山口市大内御堀 922-1　TEL：083-922-7511

担当区域：山口市、防府市、美祢市

○宇部児童相談所　〒755-0033 宇部市琴芝町 1-1-50　TEL：0836-39-7514

担当区域：宇部市、山陽小野田市

○岩国児童相談所　〒740-0016　岩国市三笠町 1-1-1　TEL：0827-29-1513

担当区域：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

○周南児童相談所　〒745-0836　周南市慶万町 2-13　TEL：0834-21-0554

担当区域：周南市、下松市、光市

○下関児童相談所　〒751-0823　下関市貴船町 3-2-2　TEL：083-223-3191

担当区域：下関市

○萩児童相談所　〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1　TEL：0838-22-1150

担当区域：萩市、長門市、阿武町

《問い合わせ先》

独立行政法人国立病院機構　広島西医療センター

〒７３９－０６９６　広島県大竹市玖波４丁目１番１号

ＴＥＬ　（０８２７）５７－７１５１（代）

ＦＡＸ　（０８２７）５７－３６８１

療 育 指 導 室（内線２２６２）

地域医療連携室（内線２１４０）